

武蔵丘短期大学

「障がい学生の修学支援に関する指針(ガイドライン)」

2022年11月17日制定

基本姿勢

「障害者基本法」の基本理念に則り本学では、障がいの有無にかかわらず、全ての学生が質の高い同一水準の教育を受けることができるよう修学機会の確保と支援の充実に努める。このことは、後藤学園の教育理念「優れた人格を育てること」、「実践的なわかりやすい教育を行うこと」を基礎として、礼節を尊び、教養と情操豊かな人格を備えた人間性の養成等の教育目標に通じる。そこで本学は、「障害者基本法」および「障害者差別解消法」に則り、「障がい学生の修学支援に関する指針(ガイドライン)」を定める。

基本方針

1. 修学機会の確保と支援の充実

全学生が等しい条件のもとで教育を受けることができるよう、修学機会の確保と支援の充実に努める。

2. 支援体制

1) 入学前支援

入学試験や入学後の授業において必要な支援を早期に行うため、入試委員会と連携し入学前から相談を受け付け、支援を行う。

2) 全学的支援

教職員が連携して、全学的な支援を行う。特定の教員・部署のみが個別に対応するのではなく、全学的な取り組みとして、教職員がさまざまな関係部署と連携を図りながら支援をすすめていく。また、サポート学生による学生同士の相互扶助体制の支援にも努める。

3) 支援のための情報共有

障がい学生とその保護者、所属学科、関係部署が、支援について意見交換を行い、関係する学内外の組織と支援のための情報を共有する。

3. 支援内容の決定過程

障がい学生に対する修学支援は、学生本人や保護者からの支援要請に基づき行う。学生の所属専攻・関係部署が協議し、合意形成と共通理解を図った上で支援内容を決定する。協議にあたっては、安全確保の見通しや支援の実現可能性の程度などを考慮する。

4. 修学支援内容

修学支援は、本学のこれまでの障がい学生支援の取り組みをもとに、情報保障、コミュニケーション上の配慮、環境配慮、公平な試験などにおける合理的配慮を行う。

5. 支援内容の見直し

修学支援を行った場合、定期的に支援の内容や障がい学生の要望などに変更がないか面談を行い、必要に応じて支援内容の見直しを行う。

紛争の防止と解決

1. 紛争の防止

合理的配慮や支援の流れについて周知徹底に努め、建設的対話をもって相互理解を図る。

2. 紛争の解決

継続化・全面化してしまった紛争の解決のために、第三者機関を学内に指定したり、設置する。

留意事項

1. 不当な差別的取り扱いの禁止と学内理解の促進

障がい学生に対して、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないようにする。また、そのために、本学の教職員が障がいに対する理解を深め、適切な対応を行えるように努める。

2. 個人情報の保護と守秘義務

支援を行う上で知り得た学生の個人情報の管理は厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

[支援に関する相談窓口]

武蔵丘短期大学 障がい学生支援センター

年 月 日

令和6年度(2024) 前学期 授業における配慮要請

関係各位

武蔵丘短期大学
障がい学生支援センター

下記の学生から提出された支援申請について、支援・配慮検討会議において審議し、本人と合意形成がなされましたので、関係各位において合理的配慮と認められた授業や学生生活における支援・配慮の実施をお願い申し上げます。複数の担当者がある科目につきましては、本件の引き継ぎについて宜しくお願い致します。

所 属	健康生活学科 健康	専攻	年
学籍番号			
氏 名			

本人には「授業における配慮要請」の内容を、科目担当の先生方に周知する旨の了承を得ています。なお、本紙は個人情報を含んでおりますので、取り扱いには十分ご注意ください。

1. 障がい等の概要

.

2. 配慮内容

1) 授業における配慮

.

2) 授業以外の学生生活に関する配慮

.

【様式3】

通知方法の選択

事務局から担当教員へ通知

本人が担当教員へ依頼

○授業における配慮の有無は、配慮要請書で示されます。

「授業における配慮」の内容の通知について

- 事務局から、履修予定科目の担当教員へ通知することを希望します
- 配慮を希望する科目のみ、学生本人から担当教員に依頼（手渡し）します

※事務局から、履修予定科目の担当教員への「配慮要請」の通知は、履修登録が確定していることが必要となるため、特に年度や学期当初の授業については配慮の開始が遅れる場合があります。急を要する場合は、障がい学生支援センターや担任に相談してください。

※「配慮要請」の有効期限は、当該学期末までです。継続して支援を希望する場合は、「更新手続き」が必要です。更新手続きが行われない場合は、休止または支援終了となります。

※支援・配慮内容の変更・追加を希望する場合は、更新手続きの際に、診断書または診断書に準ずる書類（提出直前3カ月以内のもの）の提出が必要になります。支援・配慮内容に変更がない場合は、診療明細等の受診記録（直近のもの）を提出してください。

本人署名

<問合せ先>

武蔵丘短期大学 障がい学生支援センター
TEL : 0493-54-5101

武蔵丘短期大学

受験時における配慮等相談に関する内容

	相談日	令和	年	月	日
ふりがな 氏名	生年月日	年	月	日生	
	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女		
住所	〒 -				
電話番号	E-mail				
出身高校					
受験予定 専攻	・健康生活学科 <input type="checkbox"/> 健康栄養専攻 <input type="checkbox"/> 健康スポーツ専攻				
<input checked="" type="checkbox"/> を記入					
障がいの診断(有の場合は障がいの名称)	有・無				
困っていることや苦手なこと					
受験時における相談内容(具体的に)					
これまでの学校で受けていた試験時や授業時の支援					
その他					
相談を聞いた教職員氏名					

※希望された配慮や支援について、対応を約束するものではありません。
後日記入された電話番号に連絡させていただきます。